



淡路市高齢者生活福祉センター

指定管理者【基本協定書】



令和7年11月

淡路市高齢者生活福祉センターの管理に関する基本協定書

淡路市（以下「市」という。）と社会福祉法人淡路市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）とは、次の条項を基本とする淡路市高齢者生活福祉センター（以下「施設」という。）の管理に係る協定（以下「協定」という。）を締結する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年11月14日

指定者

所在地 兵庫県淡路市生穂新島8番地

名 称 淡路市

代表者 淡路市長 戸 田 敦 大



指定管理者

所在地 兵庫県淡路市志筑新島5番地1

名 称 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会

代表者 会長 小 南 廣 之



第1章 総 則

(協定の目的)

第1条 この協定は、市と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 市及び指定管理者は、施設の管理に関して市が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する行政サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 指定管理者は、施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し、信義を重んじ、協定を誠実に履行しなければならない。

(定義)

第5条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間の開始日をいう。
- (2) 「指定管理料」とは、市が指定管理者に対して支払う業務の実施に関する対価をいう。
- (3) 「自主事業」とは、施設の設置の目的に合致する範囲において、指定管理者が自己の責任と費用において実施する維持管理・運營業務以外の業務をいう。
- (4) 「年度協定」とは、協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年締結する協定をいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等をいう。）、人災（戦争、テロ、暴動等をいう。）その他市又は指定管理者の責めに帰すことのできないものをいう。ただし、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「法令」とは、全ての法律、政令、省令、命令、条例、規則、訓令、告示及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (7) 「利用料金」とは、施設の利用の対価として指定管理者に支払われる施設の利用料をいう。

(管理物件)

第6条 業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別紙に掲げる施設及び物品とする。

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定期間等)

第7条 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

(業務の範囲)

第8条 指定管理者がする業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

(市が行う業務の範囲)

第9条 次に掲げる業務については、市が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 施設の目的外使用許可に関する業務
- (2) 別に定める施設の修繕業務

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第10条 市又は指定管理者は、必要があると認めるときは、相手方に対する書面による通知をもって第8条で定めた業務の範囲の変更を求めることができる。

2 市又は指定管理者は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 業務範囲及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議を踏まえて、市が決定するものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第11条 指定管理者は、この協定、年度協定、法令に従い、業務を実施しなければならない。

2 条例及び協定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、条例、協定の順にその解釈が優先するものとする。

(開業準備)

第12条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、指定開始日に先立ち、市に対して施設の視察を申し出ることができる。

3 市は、指定管理者から前項の申出を受けたときは、特別な理由がない限り、その申出に応じるものとする。

(第三者による実施)

第13条 指定管理者は、事前に市の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 指定管理者は、業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て指定管理者の責任及びその費用において行うものとし、業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき理由により生じた損害及び増加費用は、全て指定管理者の責めに帰すべき理由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者がこれを負担するものとする。

(施設の修繕等)

第14条 施設の大規模な修繕、改造、増築、移設等については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 施設の修繕等については、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の費用を要するものについては市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第15条 指定期間中、業務の実施に関連して事故又は災害等の緊急事態が発生したときは、指定管理者は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市及び関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生したときは、指定管理者は市と協力して、事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第16条 指定管理者又は業務の全部若しくは一部に従事する者は、業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年淡路市条例第1号）を遵守するとともに、業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 市及び指定管理者は、淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）の趣旨に則り、業務に関する情報の公開に関し、必要な措置を講じるものとする。

4 市は、指定管理者が保有する業務に関する情報であって、市が保有しないものについ

て淡路市情報公開条例に基づく公開請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を市に提出するよう求めることができる。

- 5 指定管理者は、前項による情報提出の請求を受けたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第4章 備品等の扱い

(市による備品等の貸与)

第17条 市は、別紙に定める備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で指定管理者に貸与する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 備品等（I種）が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなったときは、市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により備品等（I種）を損傷し、若しくは滅失したときは、市に対し、これを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能若しくは価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。ただし、市が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による備品等の購入等)

第18条 指定管理者は、別紙に定める備品等（以下「備品等（II種）」という。）を、自己の費用により購入又は調達し、業務実施のために供するものとする。

- 2 備品等（II種）が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなったときは、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 指定管理者は、第1項に定めるもののほか、任意により備品等を購入又は調達し、業務実施のために供することができるものとする（以下「備品等（III種）」という。）。

第5章 業務実施に係る市の確認事項

(業務計画書)

第19条 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに業務計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

- 2 市又は指定管理者は、業務計画書を変更しようとするときは、市及び指定管理者の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後5月31日までに、次に掲げる事項を記載した指定管理者事業報告書（淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年淡路市規則第20号）に規定する様式をいう。以下「事業報告書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が指示する事項

2 指定管理者は、市がこの協定の規定により年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して1か月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対し、報告又は口頭による説明を求めることができる。

(市による業務実施状況の確認)

第21条 市は、前条の規定により、指定管理者が提出した事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 市は、前項に規定する確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件に立ち入ることができる。また、市は、指定管理者に対して、業務の実施状況又は業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 指定管理者は、市から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(市による業務の改善勧告)

第22条 前条の規定による確認の結果、指定管理者による業務実施が市の示した条件を満たしていないときは、市は、指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 指定管理者は、前項に定める改善の勧告を受けたときは、速やかにこれに応じ、必要な措置を講じなければならない。

(業務評価の実施)

第23条 指定管理者は、施設を適正に管理運営するため、自己評価及びアンケートを実施するものとする。

2 市は、指定管理者の業務及び経理の状況等について業務評価を実施する。業務評価は、前項に規定する自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。

3 指定管理者は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払)

第24条 市は、業務実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払うものとする。

2 市が指定管理者に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3 指定管理者は、毎月末日から10日以内に、当該月の指定管理料の支払請求書を市に提出するものとし、市は、当該請求書を受領してから30日以内に指定管理者に対して指定管理料を支払うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、四半期以内の月数ごとに取りまとめて、市に指定管理料の支払請求をすることができる。

(指定管理料の変更)

第25条 市又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面による通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができる。

2 市又は指定管理者は、前項の申出を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金の取扱い)

第26条 指定管理者は、管理物件の利用者から、管理物件の利用に係る利用料金を徴収し、当該指定管理者の収入として、収受することができる。

2 市は、随時、前項の利用料金の徴収業務について、指定管理者に報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(利用料金の決定)

第27条 利用料金は、指定管理者が淡路市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第114号）に規定する使用料の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定又は改定については事前に市の承認を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第28条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の理由があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第29条 業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき理由により第三者に損害が生じたときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない理由による場合は、この限りでない。

2 市は、指定管理者の責めに帰すべき理由により発生した損害について第三者に対し賠償したときは、指定管理者に対して、当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を請求する。この場合において、指定管理者は、市からの請求に従い、直ちに当該請求額を市に対して支払わなければならない。

(保険)

第30条 業務の実施に当たり、市が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 業務の実施に当たり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとし、市が要求する補償の内容は別に定めるものとする。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第31条 指定管理者は、不可抗力が発生したときは、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第32条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じたときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知があったときは、速やかに損害状況の確認を行った上で、指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じたときは、当該費用につき合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。この場合において、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分は、市の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失及び増加費用が発生したときは、当該費用は市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施が困難となったと認められるときは、指定管理者は、不可抗力により影響を受けた限度において協定に定める義務を免れるものとする。

2 指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかったときは、市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する金額を指定管理料から減額することができる。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第34条 指定管理者は、協定の終了に際し、市又は市が指定するものに対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる施設の視察を申し出ることができるものとする。

- ある。
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けたときは、特別な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

(原状回復義務等)

とし、
第35条 指定管理者は、協定の終了する3か月前までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が特に必要があると認めたときは、指定管理者は、期限を変更し、又は管理物件の原状回復を行わずに、別に市が定める状態で管理物件を明け渡すことができる。

- く早急
するよ
3 第1項の場合において、指定管理者が正当な理由なく、定められた期間内に措置を行わず、又は市の指示に従わないときは、市は、指定管理者に代わって適当な措置を行うことができる。この場合において、指定管理者は、市の当該措置について異議を申し出ることができず、かつ、市の当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(備品等の扱い)

第36条 協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次に定めるとおりとする。

- たとき
るもの
定管理
は、当
いて、
いもの
(1) 備品等(I種)及び備品等(II種)については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。
(2) 備品等(III種)については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意したときは、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができる。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(市による指定の取消し)

第37条 市は、淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年淡路市条例第19号。以下「指定管理手続条例」という。)第9条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 定管理
費用に相
(1) 指定管理者が業務の全部又は一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
(2) 指定管理者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、指定管理者がその決議をしたとき、又は第三者によりその申立てがなされたとき。ただし、共同企業体の場合であって、代表団体以外の構成団体について本号に定める事項が発生したときには、業務の継続が困難になったと市が判断した場合に限る。
(3) 業務に際し不正行為があったとき。
(4) 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
(5) 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
(6) 指定管理者が業務の遂行に係る個人情報情報を漏えいし、当該個人に損害を与えたとき。

(7) 指定管理者から自己の責めに帰すべき理由により協定締結の解除の申出があったとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

2 市は、前項の規定に基づき指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を指定管理者に通知し、次に掲げる事項について指定管理者と協議をするものとする。

(1) 指定管理者による改善策の提示及び指定の取消しまでの猶予期間の設定

(2) 前号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取消しの申出)

第38条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市に対して指定の取消しを申し出ることができる。

(1) 市が協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

(2) 市の責めに帰すべき理由により指定管理者に損害又は損失を与えたとき。

(3) 各年度において予算額の減額又は削除があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が業務の継続等が困難と認めるとき。

2 市は、前項の申出を受けたときは、指定管理者との協議を経て、その措置を決定するものとする。

3 前項の規定により指定が取り消されたときは、市は、指定管理者に対し、当該取消しにより指定管理者に生じた損害、損失及び増加費用を、合理性が認められる範囲で賠償するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第39条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と認めるときは、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと認めるときは、市は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定による取消しにより、指定管理者に生じた損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第40条 第34条から第36条までの規定は、第37条から前条までの規定により協定が終了した場合にこれを準用する。ただし、市又は指定管理者が合意したときは、この限りでない。

第10章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第41条 指定管理者は、協定によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に委託し、譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に市の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、運營業務のうち、公の施設の利用許可を伴う業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

(運営協議会の設置)

第42条 市と指定管理者は、業務を円滑に実施するために必要があると認めるときは、情報交換及び業務の調整を図るため、運営協議会を設置することができる。

2 市又は指定管理者は、協議の上、前項の運営協議会の会議に関係のある事業者、団体、学識経験者、市民等を参加させることができるものとする。

3 運営協議会に関し必要な事項は、市及び指定管理者の協議により決定するものとする。

(業務の範囲外の業務)

第43条 指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は、自主事業を実施しようとするときは、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承認を受けなければならない。この場合において、市は、必要に応じて指定管理者と協議を行うものとする。

3 市及び指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(業務の実施に係る指定管理者の口座)

第44条 指定管理者は、業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第45条 協定に関する市及び指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承認、解除等は、協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 協定の履行に関して市及び指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。

3 協定の履行に関して市及び指定管理者間で用いる計量単位は、協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(書類の保存)

第46条 指定管理者は、業務の遂行に関し作成した書類を作成年度の翌年度から起算して5年を経過するまでの期間これを保管しなければならない。

(協定の変更)

第47条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者の協議の上、協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第48条 市が協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第49条 協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は協定に特別の定めのない事項については、市及び指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第50条 この協定に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(本基本協定書の確定)

第51条 この協定書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による淡路市議会の議決があった後本基本協定を締結する。この場合において、この協定書は、指定管理手続条例第7条第1項の規定に基づく基本協定書となるものとする。

議会の議決があったことを了知し、本協定の締結を確認した。

令和 年 月 日

指定者

所在地 兵庫県淡路市生穂新島8番地

名 称 淡路市

代表者 淡路市長 戸 田 敦 大 印

指定管理者

所在地 兵庫県淡路市志筑新島5番地1

名 称 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会

代表者 会長 小 南 廣 之 印

別紙(第6条、第17条、第18条関係)

管理物件

(1) 施設(※詳細については、財産台帳を参照のこと。)

- ・ 淡路市高齢者生活福祉センター
- ・ 敷地内の外構及び植栽

(2) 物品(※詳細については、備品台帳を参照のこと。)

ア 備品等(I種)

イ 備品等(II種)

別 記

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また、指定管理者は、この協定による業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合、「淡路市保有個人情報安全管理規程」（令和6年淡路市訓令第1号）と同等以上の水準により、個人情報を保護し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守しなければならない。

2 秘密の保持

指定管理者は、この協定による維持管理及び運営業務（以下「業務」という。）を実施するに当たって直接又は間接に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、あらかじめ市の承認を得るとともに、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

4 適正管理

指定管理者は、この協定による業務を実施するに当たって、取得、作成した個人情報又は市から提供された個人情報を漏えい、毀損及び滅失することのないよう当該個人情報を適正に管理しなければならない。

5 利用及び提供の制限

指定管理者は、市の指示がある場合を除き、この協定による業務を実施するに当たって直接又は間接に知り得た個人情報をこの業務の目的以外の目的に利用し、又は市の承認を受けずに第三者に提供してはならない。

6 複写、複製等の禁止

指定管理者は、この協定による業務を実施するに当たって、市から提供された個人情報に記載された資料等を市の承認を受けずに複写、又は複製若しくは転写してはならない。

7 再委託の禁止

指定管理者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理を自ら行うものとし、市が承認した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返還等

指定管理者は、この協定による業務を実施するに当たって貸与され、又は指定管理者が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報について、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの協定に係る業務が終了したとき若しくは解除されたときは、市の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

9 従事者への周知

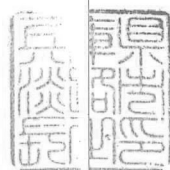
指定管理者は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないことなど、本特記事項に定める事項を遵守することを周知徹底するものとする。

10 報告及び立入調査

市は、個人情報を保護するため必要な限度において、指定管理者に対し個人情報の取扱いの状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられていることを確認するための報告及び管理物件へ立入調査することができるものとする。この場合において、市から改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。また、指定管理者が、再委託を行う場合も同様の措置をその相手方に求めなければならない。

11 事故発生時の報告

指定管理者は、この協定に係る業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに市に対し、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、市の指示に従わなければならない。



淡路市高齢者生活福祉センター

指定管理者【年度協定書】
(案)

令和 年 月

淡路市高齢者生活福祉センターの管理に関する年度協定書

淡路市（以下「市」という。）と社会福祉法人淡路市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）とは、令和 年 月 日に、淡路市高齢者生活福祉センター（以下「施設」という。）の管理に関して締結した淡路市高齢者生活福祉センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、施設の管理業務（以下「業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（令和8年度の業務内容）

第2条 市及び指定管理者は、令和8年度の業務内容は、基本協定書に定めるとおりであることを確認する。

（令和8年度の指定管理料）

第3条 市は、指定管理者に業務の実施の対価として、金1,814,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料の支払期日は、基本協定書第24条第3項及び第4項の規定により難しいときは、市及び指定管理者は、協議により、その支払期日を別に定めることができる。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとし、必要に応じて、市及び指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市及び指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

指定者

所在地 兵庫県淡路市生穂新島8番地

名 称 淡路市

代表者 淡路市長 戸 田 敦 大 印

指定管理者

所在地 兵庫県淡路市志筑新島5番地1

名 称 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会

代表者 会長 小 南 廣 之 印